

■ 清掃事業関係旭川市例規

旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

平成5年3月27日 条例第12号

改正	平成7年3月28日条例第15号	平成9年3月31日条例第14号	平成10年3月30日条例第14号
	平成10年7月2日条例第37号	平成11年3月26日条例第13号	平成11年12月15日条例第56号
	平成12年3月31日条例第59号	平成13年3月26日条例第19号	平成14年3月27日条例第21号
	平成15年3月27日条例第24号	平成15年9月25日条例第49号	平成18年3月24日条例第23号
	平成22年3月25日条例第14号	平成23年3月24日条例第17号	平成24年3月23日条例第26号
	平成30年3月26日条例第41号	令和元年9月13日条例第71号	

旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年旭川市条例第11号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、本市における廃棄物の排出を抑制し、再生利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて地域の清潔を保持することによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の例による。

(市の責務)

第3条 市は、一般廃棄物の排出を抑制し、再生利用を促進すること等により減量を推進するとともに、分別収集を行う等その適正処理を図るものとする。

2 市は、一般廃棄物の処理に関する事業の実施には、処理施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的運営に努めるものとする。

3 市は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業系一般廃棄物(事業活動に伴って生じた一般廃棄物をいう。以下同じ。)を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業系一般廃棄物の再生利用等に努めるとともに、包装、容器等の適正化を図ることにより、その減量に努めなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

4 事業者は、廃棄物の減量、分別排出その他その適正な処理の確保等に関し市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により廃棄物の減量その他その適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

第6条 市長は、一般廃棄物処理計画を定めたときは、排出方法、処理施設、受入時間等の基本的事項を公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

(市の処理)

第7条 市は、家庭廃棄物(一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。以下同じ。)を収集し、運搬し、及び処分するものとする。

2 市は、必要と認める事業系一般廃棄物の処分を行うものとする。

(適正処理困難物)

第8条 市長は、市が処理を行っている一般廃棄物のうちから製品、容器等で、本市の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし、その適正な処理が困難となっているものを適正処理困難物として指定することができる。

2 市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対して、その回収等の措置を講ずるよう必要な協力を求めることができる。

(排出方法)

第8条の2 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合には、管理者とする。以下「占有者等」という。)は、市が処理を行う一般廃棄物を一般廃棄物処理計画及び規則で定める方法により排出しなければならない。

(排出禁止物)

第9条 占有者等は、市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に際して支障があるもの等市長が別に定める廃棄物を排出してはならない。

(一般廃棄物の自己処理)

第10条 占有者等で、その土地又は建物内の一般廃棄物を自ら処理するものは、当該廃棄物を廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第3条又は第4条の2で定める基準に従い処理しなければならない。

(多量の一般廃棄物)

第11条 市長は、多量の事業系一般廃棄物を生ずる事業者に対し、当該事業系一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該事業系一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

2 市長は、多量の家庭廃棄物を生ずる排出者に対し、当該家庭廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

(一般廃棄物処理手数料)

第12条 市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、別表第1に掲げるとおり手数料を徴収する。

2 手数料は、特別の事情がある場合は、市長の許可を受けて後納とすることができる。この場合における手数料の納期は、市長が別に定める。

(手数料の減免)

第13条 市長は、次の各号の一に該当する場合は、前条の手数料を減額し、又は免除することができる。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に基づき生活扶助を受けているとき。

(2) 天災その他特別の事情があると認めるとき。

(生活環境影響調査結果の縦覧等の対象施設)

第13条の2 法第9条の3第2項(同条第9項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による同条第1項に規定する調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果を記載した書類の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設は、政令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場(以下「対象施設」という。)とする。

(縦覧)

第13条の3 市長は、法第9条の3第2項の規定により生活環境影響調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供しようとするときは、次の各号に掲げる事項を告示するものとする。

(1) 縦覧の場所

(2) 縦覧の期間

(3) 法第8条第2項第2号から第5号までに掲げる事項

(4) 実施した生活環境影響調査の項目

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定による縦覧をするときは、生活環境影響調査の結果を記載した書類と併せて、法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類を公衆の縦覧に供するものとする。

3 第1項第2号に掲げる縦覧の期間は、告示の日から1月間とする。

(意見書の提出)

第13条の4 法第9条の3第2項の規定により、対象施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、前条第3項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、市長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

2 前項の意見書の提出先は、前条第1項の規定による告示の際、併せて告示するものとする。

第14条及び第15条 削除

(一般廃棄物収集運搬業等の許可の申請)

第16条 法第7条第1項又は第6項の規定により一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

(2) 事務所又は事業場の所在地

(3) 取り扱う一般廃棄物の種類

(4) 設備器材の名称及び数量

(5) 従業員数

(6) 作業計画

(7) 一般廃棄物の処分先

2 法第7条第2項又は第7項の規定により一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者は、前項各号に定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項及び前項の申請書には、規則で定める書類を添付しなければならない。

(許可等に係る手数料)

第16条の2 別表第2の左欄に掲げる事務に係る申請をしようとする者は、申請の際、同表の中欄に掲げる手数料として、同表の右欄に掲げる額を納入しなければならない。

2 既納の手数料は、還付しない。

(清潔の保持)

第17条 占有者等は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めるとともに、市長が定める計画に従い清掃を実施しなければならない。

2 何人も、公園、広場、キャンプ場、スキー場、道路、河川その他の公共の場所に、紙くず、空き缶、吸い殻その他の廃棄物を捨てること等により、当該公共の場所を汚してはならない。

3 前項に規定する場所の管理者は、常に当該管理する場所の清潔を保つように努めなければならない。

(報告の徴収)

第17条の2 市長は、法第18条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者等又は事業者その他必要と認める者に対し、廃棄物の処理に関し必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第17条の3 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、占有者等又は事業者その他必要と認める者の土地又は建物に立ち入らせ、廃棄物の処理に関し必要な検査を行わせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格)

第17条の4 法第21条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)であること。

(2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に規定する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第8条の17第2号イからチまでのいずれかに該当する者であること。

(4) 前3号に規定する者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者であること。

(廃棄物減量等推進審議会)

第18条 市長の諮問に応じ、本市における一般廃棄物の減量化を推進するための方策等に関する事項を審議するため、旭川市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員20人をもって構成する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員補充によって新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

2 改正後の旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(以下「新条例」という。)別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の埋立処分について適用し、施行日前の埋立処分については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に改正前の旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第10条の許可を受けている者は、施行日に新条例第16条第1項の一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている者とみなす。

附 則(平成7年3月28日条例第15号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月31日条例第14号)

1 この条例は、平成9年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、別表の改正規定(同表に次のように加える部分を除く。)は、平成9年10月1日から施行する。

2 施行日から平成9年9月30日までの間は、この条例による改正後の旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表中「115円」とあるのは、「113円」とする。

附 則(平成10年3月30日条例第14号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成10年7月2日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年3月26日条例第13号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年12月15日条例第56号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日条例第59号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、別表し尿処理手数料の項の次に次のように加える改正規定及び同表ごみ埋立処分手数料の項の改正規定は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月26日条例第19号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、平成13年7月1日から施行する。

附 則(平成14年3月27日条例第21号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月27日条例第24号)

この条例は、平成15年7月1日から施行する。

附 則(平成15年9月25日条例第49号)

この条例は、平成15年12月1日から施行する。

附 則(平成18年3月24日条例第23号)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条の次に1条を加える改正規定及び第9条の改正規定は、平成19年8月1日から施行する。

2 この条例による改正後の旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1ごみ処理手数料の項第1項の規定は、平成19年8月1日以後の処理に係る手数料について適用する。

附 則(平成22年3月25日条例第14号)

- 1 この条例は、平成22年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この条例による改正後の旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、施行日以後の申込みに係る手数料について適用し、施行日前の申込みに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成23年3月24日条例第17号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月23日条例第26号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月26日条例第41号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月13日条例第71号)

- 1 この条例は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この条例による改正後の旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和2年4月1日(以下「適用日」という。)以後の処理、埋立処分又は焼却処分に係る手数料について適用し、適用日前の処理、埋立処分又は焼却処分に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 施行日から適用日の前日までの間に収集することを約したし尿処理手数料(工事中仮設トイレに係るものを除く。)については、前項及び改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1

種類	区分	額	徴収の方法
し尿処理手数料	し尿を収集、運搬及び処分するとき。	50リットル当たり450円 ただし、し尿総量が50リットルに満たないときはこれを50リットルとし、その総量が50リットルを超える場合において50リットルに満たない端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。	旭川市証紙条例(昭和39年旭川市条例第16号)第2条第3号に定める専用証紙により、その都度これを徴収する。
ごみ処理手数料	1 家庭廃棄物のうち燃やせるごみ及び燃やせないごみを収集、運搬及び処分するとき。	規則で定める指定ごみ袋1枚につき (1) 5リットル用 10円 (2) 10リットル用 20円 (3) 20リットル用 40円 (4) 30リットル用 60円 (5) 40リットル用 80円	規則で定める方法により徴収する。
		規則で定める指定ごみ袋により排出することが適当でない認められる場合にあっては、規則で定める1単位につき 80円	規則で定める方法により徴収する。
	2 家庭廃棄物のうち規則で定める粗大ごみを収集、運搬及び処分するとき。	規則で定める区分に応じ、1個につき 300円又は650円	規則で定める方法により徴収する。
	3 家庭廃棄物のうち規則で定める特定家庭用機器の粗大ごみを収集及び運搬するとき。	1個につき 2,800円	規則で定める方法により徴収する。
ごみ埋立処分手数料	一般廃棄物を処分するとき。	10キログラムまでごとに156円	搬入の都度これを徴収する。
ごみ焼却処分手数料	事業系一般廃棄物を処分するとき。	10キログラムまでごとに83円	搬入の都度これを徴収する。

備考 工事中仮設トイレに係るし尿処理手数料については、収集1回につき50リットル当たり150円を加算する。

ただし、収集1回につき加算する額の合計が1,500円を超えるときは、1,500円を加算する。

別表第2

手数料を徴収する事務	手数料の名称	額
法第7条第1項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料	1件につき 16,000円
法第7条第2項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査	一般廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	1件につき 13,000円
法第7条第6項の規定に基づく一般廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処分業許可申請手数料	1件につき 16,000円
法第7条第7項の規定に基づく一般廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査	一般廃棄物処分業許可更新申請手数料	1件につき 13,000円
法第7条の2第1項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料	1件につき 16,000円
法第7条の2第1項の規定に基づく一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処分業変更許可申請手数料	1件につき 16,000円

手数料を徴収する事務	手数料の名称	額	
法第8条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料	法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設の場合	1件につき 131,000円
		その他の一般廃棄物処理施設の場合	1件につき 111,000円
法第8条の2の2第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の定期検査	一般廃棄物処理施設定期検査手数料	1件につき 31,000円	
法第9条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設変更許可申請手数料	法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設の場合	1件につき 121,000円
		その他の一般廃棄物処理施設の場合	1件につき 101,000円
法第9条の2の4第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の熱回収施設に係る認定の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定申請手数料	1件につき 28,000円	
法第9条の2の4第2項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の熱回収施設に係る認定の更新の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定更新申請手数料	1件につき 18,000円	
法第9条の5第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設譲受け等許可申請手数料	1件につき 68,000円	
法第9条の6第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の許可施設設置者である法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設設置者合併等認可申請手数料	1件につき 68,000円	
法第12条の7第1項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査	自ら処理特例認定申請手数料	1件につき 147,000円	
法第12条の7第7項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査	自ら処理特例変更認定申請手数料	1件につき 134,000円	
法第14条第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	1件につき 81,000円	
法第14条第2項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査	産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	1件につき 73,000円	
法第14条第6項の規定に基づく産業廃棄物処分量の許可の申請に対する審査	産業廃棄物処分量許可申請手数料	1件につき 100,000円	
法第14条第7項の規定に基づく産業廃棄物処分量の許可の更新の申請に対する審査	産業廃棄物処分量許可更新申請手数料	1件につき 94,000円	
法第14条の2第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	産業廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料	1件につき 71,000円	
法第14条の2第1項の規定に基づく産業廃棄物処分量の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	産業廃棄物処分量変更許可申請手数料	1件につき 92,000円	
法第14条の4第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	1件につき 81,000円	
法第14条の4第2項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	1件につき 74,000円	
法第14条の4第6項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分量の許可の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物処分量許可申請手数料	1件につき 100,000円	
法第14条の4第7項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分量の許可の更新の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物処分量許可更新申請手数料	1件につき 95,000円	
法第14条の5第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料	1件につき 72,000円	
法第14条の5第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分量の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物処分量変更許可申請手数料	1件につき 95,000円	
法第15条第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料	法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設の場合	1件につき 140,000円
		その他の産業廃棄物処理施設の場合	1件につき 120,000円

手数料を徴収する事務	手数料の名称	額	
法第15条の2の2第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の定期検査	産業廃棄物処理施設定期検査手数料	1件につき 31,000円	
法第15条の2の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設変更許可申請手数料	法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設の場合	1件につき 130,000円
		その他の産業廃棄物処理施設の場合	1件につき 110,000円
法第15条の3の3第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の熱回収施設に係る認定の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定申請手数料	1件につき 28,000円	
法第15条の3の3第2項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の熱回収施設に係る認定の更新の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定更新申請手数料	1件につき 18,000円	
法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設譲受け等許可申請手数料	1件につき 68,000円	
法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の許可施設設置者である法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設設置者合併等認可申請手数料	1件につき 68,000円	

条例第8条第1項の告示

旭川市告示第125号

旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年旭川市条例第12号)第8条第1項の規定により、適正処理困難物として次の一般廃棄物を指定する。

平成8年6月10日

旭川市長 菅原 功一

- (1) 廃ゴムタイヤ(自動車用のものに限る。)
- (2) 廃テレビ受像機(25型以上の大きさのものに限る。)
- (3) 廃電気冷蔵庫(250リットル以上の内容積を有するものに限る。)
- (4) 廃スプリングマットレス

旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

令和元年9月13日 条例第71号

旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年旭川市条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第1し尿処理手数料の項中「300円」を「450円」に改め、同表ごみ埋立処分手数料の項中「104円」を「156円」に改め、同表ごみ焼却処分手数料の項中「75円」を「83円」に改め、同表備考中「1,000円」を「50リットル当たり150円を加算する。ただし、収集1回につき加算する額の合計が1,500円を超えるときは、1,500円」に改める。

附則

- 1 この条例は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この条例による改正後の旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和2年4月1日(以下「適用日」という。)以後の処理、埋立処分又は焼却処分に係る手数料について適用し、適用日前の処理、埋立処分又は焼却処分に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 施行日から適用日の前日までの間に収集することを約したし尿処理手数料(工所用仮設トイレに係るものを除く。)については、前項及び改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

平成5年3月30日 規則第9号

改正 平成7年4月10日規則第26号	平成9年4月1日規則第19号	平成9年11月21日規則第67号
平成10年4月1日規則第32号	平成12年3月31日規則第79号	平成13年3月30日規則第39号
平成13年11月12日規則第73号	平成14年3月27日規則第14号	平成15年12月1日規則第77号
平成16年3月31日規則第23号	平成17年3月7日規則第6号	平成17年7月6日規則第41号
平成18年3月31日規則第34号	平成18年10月6日規則第69号	平成19年3月30日規則第17号
平成19年6月19日規則第38号	平成20年5月1日規則第44号	平成22年6月28日規則第44号
平成23年3月31日規則第11号	平成26年3月26日規則第7号	平成30年3月22日規則第7号
令和元年12月12日規則第43号		

旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(昭和47年旭川市規則第16号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年旭川市条例第12号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(一般廃棄物の容器及び排出基準)

第2条 一般廃棄物を排出する者は、その廃棄物を雨、雪又は昆虫類の進入等のおそれがなく、かつ、市が行う処理作業に支障を及ぼさない構造の袋等の容器に收容しなければならない。ただし、市長が別に定めるものにあつては、この限りでない。

2 事業系一般廃棄物を排出する者は、集積場所、保管場所等の清潔を保持しなければならない。

3 家庭廃棄物を排出する者は、その廃棄物を市が容易に収集できるように当該土地又は建物の周囲の除雪を行う等協力するとともに、市長が定める収集日及び収集場所以外には廃棄物を置いてはならない。

(排出禁止物)

第3条 条例第9条の規定により排出してはならない廃棄物とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 感染性のあるもの

(2) 有害性のあるもの(廃乾電池及び体温計は除く。)

(3) 危険性のあるもの

(4) 引火性のあるもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、処理業務を困難にし、又は処理施設を損なうおそれのあるもの

(多量の事業系一般廃棄物を生ずる事業者)

第4条 条例第11条第1項に規定する多量の事業系一般廃棄物を生ずる事業者とは、次の各号に掲げる者とする。

(1) 事業系一般廃棄物を排出する月の事業系一般廃棄物を排出する量の平均が1月当たり3トン以上である者

(2) 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗の占有者であつて、当該大規模小売店舗の管理について権原を有するもの

(3) その他市長が必要と認める者

(多量の家庭廃棄物)

第4条の2 条例第11条第2項に規定する多量の家庭廃棄物とは、引越し等一時に排出されることにより収集及び運搬に支障がある量のもの(し尿を除く。)をいう。

(粗大ごみの範囲及び区分)

第4条の3 条例別表第1ごみ処理手数料の項第2項の規則で定める粗大ごみは、条例第9条の規定により排出することができない廃棄物以外の耐久消費財等(特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第4項に規定する特定家庭用機器及び市長が別に定めるものを除く。)の廃棄物であつて、その最大の辺又は径が50センチメートル以上250センチメートル未満であり、かつ、重量が100キログラム未満であるものとする。

2 条例別表第1ごみ処理手数料の項第2項の規則で定める区分は、別表に定めるとおりとする。

3 条例別表第1ごみ処理手数料の項第3項の規則で定める特定家庭用機器の粗大ごみは、特定家庭用機器再商品化法第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物であつて、当該廃棄物を排出する者があらかじめ当該廃棄物の再商品化等に係る料金を製造業者等に支払っているものとする。

(一般廃棄物収集運搬業等の許可の申請)

第5条 条例第16条第1項及び第2項の申請書は、一般廃棄物収集運搬業・処分業許可(許可更新)申請書(様式第1号)とする。

2 条例第16条第3項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

(1) 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

(2) 住民票の写し(法人にあつては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書)

(3) 事業計画書

(4) 当該業務に従事する従業員の名簿

(5) 当該業務の用に供する施設及び設備器材等に関する書類

(6) 当該業務の用に供する施設の付近の見取図

(7) その他市長が必要と認める書類

(一般廃棄物収集運搬業等の事業範囲の変更の許可の申請)

第5条の2 法第7条の2第1項の許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業・処分業事業範囲変更許可申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、前条第2項各号に定める書類を添付しなければならない。

(許可証の交付等)

第6条 市長は、前2条の申請に対して許可を与えたときは、一般廃棄物収集運搬業・処分業許可証(様式第3号)を交付するものとする。

2 許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

3 許可証を亡失し、又は破損したときは、一般廃棄物収集運搬業・処分業許可証再交付申請書(様式第5号)を市長に提出して許可証の再交付を受けることができる。

(一般廃棄物収集運搬業等に係る変更等の届出等)

第7条 前条第1項の許可証を交付された者(以下「許可業者」という。)は、次の各号に掲げる事項に変更があつたときは、変更の日から10日以内に一般廃棄物収集運搬業・処分業許可申請事項変更届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 住所
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第2条の6第1項に定める事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか第5条第1項の申請書の記載事項及び添付した書類
- 2 前項の変更届には、変更に係る事項を証する書類を添付しなければならない。
- 3 許可業者は、その事業の全部又は一部を廃止又は休止したときは、廃止又は休止の日から10日以内に一般廃棄物収集運搬業・処分業事業廃止(休止)届(様式第9号)を市長に提出しなければならない。
- 4 前項の廃止(休止)届には、廃止又は休止に係る事項を証する書類を添付しなければならない。
- 5 許可業者は、変更又は事業の一部の廃止の届出をしたことを原因として許可証の記載事項に変更を生じたときは、一般廃棄物収集運搬業・処分業許可証書換え交付申請書(様式第9号の2)を市長に提出することにより、その書換え交付を受けることができる。
- 6 省令第2条の7及び第2条の8第2項の届出書は、一般廃棄物収集運搬業・処分業欠格要件該当届(様式第10号)とする。
(許可業者の遵守事項)
- 第8条 許可業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第3条に規定する基準を遵守しなければならない。
- 2 許可業者は、市長が別に定める業務上の事項について、市長に報告しなければならない。
(許可の取消し又は事業の停止)
- 第9条 許可業者が前条の規定に違反したときは、市長は、その許可の取消し又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることがある。
(一般廃棄物再生利用業の指定の申請)
- 第10条 省令第2条第2号及び第2条の3第2号の規定により一般廃棄物再生利用業の指定を受けようとする者は、一般廃棄物再生利用業指定申請書(様式第10号の2)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
- (1) 事業計画書
 - (2) 住民票の写し(法人にあつては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書)
 - (3) 当該業務の用に供する施設の付近の見取図
 - (4) 申請者が前号の施設の所有権を有しない場合には、賃貸借契約書その他の当該施設を使用する権原を有することを証する書類
 - (5) 取引関係を記載した書類
 - (6) 生活環境の保全上の対策を記載した書類
 - (7) 再生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
 - (8) 再生活用を行う者が再生輸送を委託する場合には、委託関係を記載した書類
 - (9) 申請者が再生輸送を行う場合には、再生活用を行う者との委託関係を記載した書類
 - (10) その他市長が必要と認める書類
- (一般廃棄物再生利用業の指定証の交付等)
- 第10条の2 市長は、前条の申請に対して指定をすべきものと決定したときは、一般廃棄物再生利用業指定証(様式第10号の3。以下この条及び次条において「指定証」という。)を交付するものとする。
- 2 指定証の有効期間は、2年とする。
- 3 指定証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 4 指定証を亡失し、又は破損したときは、一般廃棄物再生利用業指定証再交付申請書(様式第10号の4)を市長に提出して指定証の再交付を受けることができる。
(一般廃棄物再生利用業に係る変更の申請等)
- 第10条の3 指定証を交付された者(以下「一般廃棄物再生利用者」という。)は、その事業の範囲を変更しようとするときは、一般廃棄物再生利用業変更指定申請書(様式第10号の5)を市長に提出しなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。
- 2 前項の申請書には、第10条第2項各号に定める書類及び図面を添付しなければならない。
- 3 前条第1項の規定は、前項に規定する事業の範囲の変更について準用する。
- 4 一般廃棄物再生利用業者は、第10条の2の申請書の記載事項及び添付した書類に変更があったとき(第1項に規定する場合を除く。)は、変更の日から10日以内に一般廃棄物再生利用業指定申請事項変更届(様式第10号の6)を市長に提出しなければならない。
- 5 前項の変更届には、変更に係る事項を証する書類を添付しなければならない。
- 6 一般廃棄物再生利用業者は、その事業の全部又は一部を廃止し、又は休止したときは、10日以内に一般廃棄物再生利用業廃止(休止)届(様式第10号の7)を市長に提出しなければならない。
- 7 前項の廃止(休止)届には、廃止又は休止に係る事項を証する書類を添付しなければならない。
- 8 一般廃棄物再生利用業者は、変更又は事業の一部の廃止の届出をしたことを原因として指定証の記載事項に変更を生じたときは、一般廃棄物再生利用業指定証書換え交付申請書(様式第10号の8)を市長に提出することにより、その書換え交付を受けることができる。
(準用)
- 第10条の4 第8条及び第9条の規定は、一般廃棄物再生利用者について準用する。

(家庭廃棄物の排出方法)

第10条の5 家庭廃棄物のうち燃やせるごみ及び燃やせないごみを排出する者は、指定ごみ袋(様式第10号の9)に収容して排出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項の指定ごみ袋により排出することが適当でない認められる場合は、その最大の辺又は径が50センチメートル未満で容積がおおむね40リットル以下となる大きさ(市長が別に定める家庭廃棄物にあっては、市長が別に定める大きさ)を1単位とする単位ごとに梱包等の措置をし、ごみ処理手数料シール(様式第10号の10)を貼付して排出することができる。

3 家庭廃棄物のうち粗大ごみを排出する者は、粗大ごみ処理手数料シール(様式第10号の11)を貼付して排出しなければならない。

(ごみ処理手数料の徴収の方法)

第10条の6 ごみ処理手数料の徴収は、指定ごみ袋、ごみ処理手数料シール及び粗大ごみ処理手数料シールにより行うものとする。

(手数料の後納)

第11条 条例第12条第2項の規定により手数料の後納の許可を受けようとする者は、し尿処理手数料後納許可申請書(様式第11号)又はごみ埋立・焼却処分手数料後納許可申請書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

2 前項のごみ埋立・焼却処分手数料後納許可申請書には、搬入車両の車検証の写しを添付しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により許可を与えたときは、し尿処理手数料後納許可証(様式第13号)又はごみ埋立・焼却処分手数料後納許可証(様式第14号)を交付するものとする。

4 ごみ埋立・焼却処分手数料後納許可証を交付された者は、当該ごみ埋立・焼却処分手数料後納許可証の記載事項に変更を生じたときは、ごみ埋立・焼却処分手数料後納変更許可申請書(様式第14号の2)を市長に提出しなければならない。

5 前項の申請書には、変更に係る事項を証する書類を添付しなければならない。

6 市長は、第4項の申請書の提出があった場合において、許可を与えた時は、ごみ埋立・焼却処分手数料後納許可証を書き換えて交付するものとする。

(後納許可の取消し)

第11条の2 前条第4項に規定する者が、納期限までに手数料を納付しないとき、又は第8条の規定に違反したときは、前条第3項の許可を取り消すことがある。

(手数料の減免)

第12条 条例第13条の規定により手数料の減免を受けようとする者は、し尿処理手数料・ごみ埋立処分手数料減免申請書(様式第15号)又はごみ処理手数料減免申請書(様式第15号の2)を市長に提出しなければならない。ただし、し尿処理手数料の減免を受けようとする者で生活扶助を受けているものは、この限りでない。

2 前項の申請書を提出する場合においては、り災証明書、見取図その他市長が必要と認める書類を当該申請書に添付し、又は保護手帳その他減免を受けようとする理由を証する書類を提示しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により許可を与えたときは、し尿処理手数料減免許可証(様式第16号)、ごみ埋立処分手数料減免許可証(様式第17号)、粗大ごみ処理手数料減免許可証(様式第17号の2)又は指定ごみ袋を交付するものとする。

(審議会委員の委嘱)

第13条 条例第18条に規定する旭川市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 市民団体の代表者

(3) 事業者団体の代表者

(4) 資源回収・処理業団体の代表者

(審議会の会長及び副会長)

第14条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によって選出する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第15条 会長は、審議会の会議を召集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の庶務)

第16条 審議会の庶務は、環境部廃棄物政策課において処理する。

(清掃指導員の設置)

第17条 市長は、条例第17条の3第1項の立入検査並びに廃棄物の処理及び清掃に関する指導の職務を行わせるため、市職員のうちから清掃指導員を任命する。

2 前項の清掃指導員の身分を示す証明書は、清掃指導員証(様式第18号)とする。

附 則

1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に一般廃棄物処理業の許可を受けている者に交付されている一般廃棄物処理業許可書又は浄化槽清掃業の許可を受けている者に交付されている浄化槽清掃業許可書は、それぞれ改正後の旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第6条の規定により交付された一般廃棄物収集運搬業・処分業許可書又は浄化槽清掃業許可書とみなす。

附 則(平成7年4月10日規則第26号)

この規則は、平成7年4月15日から施行する。

附 則(平成9年4月1日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年11月21日規則第67号抄)

- 1 この規則は、平成9年12月1日から施行する。

附 則(平成10年4月1日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月31日規則第79号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月30日規則第39号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年11月12日規則第73号)

この規則は、平成13年11月19日から施行する。

附 則(平成14年3月27日規則第14号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年12月1日規則第77号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年3月31日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第12号の改正規定は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月7日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年7月6日規則第41号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第34号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年10月6日規則第69号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第17号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。(後略)

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の旭川市規則の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の旭川市規則の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(平成19年6月19日規則第38号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則による改正後の旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定(第2条第1項、第4条の3及び第10条の5第3項の規定並びに様式第10号の11及び様式第17号の2を除く。)は、平成19年8月1日以後の処理に係るものについて適用する。

- 3 この規則による改正前の旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則様式第10号の9の粗大ごみ処理手数料シールは、この規則の施行の日以後においても、改正後の規則様式第10号の11の粗大ごみ処理手数料シールとみなして使用することができる。

附 則(平成20年5月1日規則第44号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年6月28日規則第44号)

- 1 この規則は、平成22年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、様式第10号の10及び様式第10号の11(2)の改正規定並びに附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

- 2 この規則による改正後の旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定(様式第10号の10及び様式第10号の11(2)を除く。)は、施行日以後の申込みに係るものについて適用し、施行日前の申込みに係るものについては、なお従前の例による。

- 3 様式第10号の10及び様式第10号の11(2)の改正規定の施行の際現にこの規則による改正前の旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)様式第10号の10及び様式第10号の11(2)の規定に基づいて作成されているごみ処理手数料シール及び粗大ごみ処理手数料シールは、改正後の規則様式第10号の10及び様式第10号の11(2)の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

- 4 この規則の施行の際現に改正前の規則様式第10号の11(1)の規定に基づいて作成されている粗大ごみ処理手数料シールは、改正後の規則様式第10号の11(1)の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

- 5 この規則の施行の際現に改正前の規則様式第15号の2及び様式第17号の2の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の規則様式第15号の2及び様式第17号の2の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成23年3月31日規則第11号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月26日規則第7号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の旭川市規則の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の旭川市規則の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(平成30年3月22日規則第7号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。(後略)

附 則(令和元年12月12日規則第43号)

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

別表(第4条の3関係)

区分	額
(1) その品目の平均的な重量がおおむね10キログラム未満であるものとして市長が別に定めるもの	300円
(2) その品目の平均的な重量がおおむね10キログラム以上であるものとして市長が別に定めるもの	650円
(3) 前2号に掲げるもの以外のものであって、その最大の辺又は径が1メートル未満であるもの	300円
(4) 前3号に掲げるもの以外のもの	650円

旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

平成12年3月31日 規則第78号

改正 平成12年9月28日規則第114号

平成12年12月18日規則第119号

平成13年3月30日規則第38号

平成15年12月1日規則第77号

平成17年4月1日規則第27号

平成18年10月6日規則第68号

平成23年3月31日規則第10号

平成24年3月30日規則第27号

令和元年12月12日規則第42号

(趣旨)

- 第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請等)

- 第1条の2 次の表の左欄に掲げる申請書、届出書、通知書、報告書又は受理書は、同表の右欄に掲げる申請書、届出書、通知書、報告書又は受理書とする。

法第8条第2項の申請書	一般廃棄物処理施設設置許可申請書(様式第1号)
法第15条の2の5の規定による届出書	一般廃棄物処理施設設置特例届出書(様式第1号の2)
省令第4条の4第1項の申請書	一般廃棄物処理施設使用前検査申請書(様式第1号の2の2)
省令第4条の4の2の申請書	一般廃棄物処理施設定期検査申請書(様式第1号の2の3)
省令第4条の4の4の規定による通知書	一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書(様式第1号の2の4)
省令第4条の17の報告書	特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書(様式第1号の3)
省令第5条の3第1項の申請書	一般廃棄物処理施設変更許可申請書(様式第1号の4)
省令第5条の4の2第1項の届出書	一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書(様式第1号の5)
省令第5条の5第1項の届出書	一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書(様式第1号の6)
省令第5条の5の2第1項の申請書(省令第5条の5の4において準用する場合を含む。)	一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書(様式第1号の7)
省令第5条の5の3及び第5条の5の3の2第2項の届出書	一般廃棄物処理施設設置者欠格要件該当届出書(様式第1号の7の2)
省令第5条の5の5の申請書	一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定申請書(様式第1号の7の3)
省令第5条の5の10の届出書	一般廃棄物処理施設熱回収施設休廃止等届出書(様式第1号の7の4)
省令第5条の5の11の報告書	一般廃棄物処理施設熱回収報告書(様式第1号の7の5)
省令第5条の11第1項の申請書	一般廃棄物処理施設譲受け(借受け)許可申請書(様式第1号の8)
省令第5条の12第1項の申請書	一般廃棄物処理施設設置者合併(分割)認可申請書(様式第1号の9)
省令第6条第1項の届出書	一般廃棄物処理施設設置者相続届出書(様式第1号の10)
省令第12条の7の17第4項の受理書	一般廃棄物処理施設設置特例届受理書(様式第1号の10の2)
省令第12条の7の17第5項の規定による届出書	一般廃棄物処理施設設置の特例に係る変更(廃止)届出書(様式第1号の10の3)

- 2 市長は、一般廃棄物処理施設設置許可申請書又は一般廃棄物処理施設変更許可申請書の提出があった場合において、一般廃棄物処理施設の設置又は変更の許可をしたときは、当該申請書を提出した者に対し、一般廃棄物処理施設設置(変更)許可証(様式第1号の11)を交付するものとする。

3 市長は、一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定申請書の提出があった場合において、一般廃棄物処理施設の熱回収施設に係る認定をしたときは、当該申請書を提出した者に対し、一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定証(様式第1号の11の2)を交付するものとする。

(産業廃棄物再生利用業の個別指定の申請等)

第2条 省令第9条第2号又は第10条の3第2号の指定(以下「再生利用業の指定」という。)を受けようとする者(次条の規定により再生利用業の指定を受けた者とみなされる者を除く。)は、再生利用業指定申請書(様式第1号の12)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、再生利用業の指定をしたときは、再生利用業の指定を受けた者(以下「個別指定業者」という。)に対し、再生利用業指定証(様式第2号)を交付するものとする。

3 前項の指定証の有効期間は、5年とする。

4 個別指定業者は、再生利用業の指定に係る事業の範囲の変更(当該事業の一部の廃止に該当する変更を除く。)をしようとするときは、再生利用業変更指定申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

5 第2項の規定は、前項の規定について準用する。

6 個別指定業者は、再生利用業の指定に係る次に掲げる事項を変更したときは、再生利用業指定変更届(様式第4号)を、速やかに、市長に提出しなければならない。

- (1) 住所
- (2) 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
- (3) 事務所又は事業場の所在地
- (4) 再生利用の目的
- (5) 再生利用の方法
- (6) 取引関係

7 個別指定業者は、再生利用業の指定に係る事業の範囲の全部又は一部を廃止し、若しくは休止し、又は休止した事業を再開したときは、再生利用業事業廃止(休止、再開)届(様式第5号)を、速やかに、市長に提出しなければならない。

(産業廃棄物再生利用業の一般指定)

第3条 別表の左欄に掲げる産業廃棄物を排出する事業者から当該産業廃棄物を無償で引き取り、当該産業廃棄物のみを利用してその種類ごとに同表の右欄に掲げる再生利用を業として行う者又はその再生利用に供するために当該産業廃棄物のみを収集若しくは運搬を業として行う者は、再生利用業の指定を受けた者とみなす。

(許可証等の書換え交付)

第4条 次の表の左欄に掲げる者は、同表の中欄に掲げる届出をしたことを原因として許可証、認定証又は指定証の記載事項に変更を生じたときは、同表の右欄に掲げる申請書を市長に提出することにより、その書換え交付を受けることができる。

法第8条第1項又は第9条第1項の許可を受けた者(以下「一般廃棄物処理施設設置者」という。)	法第9条第3項の規定による届出(省令第5条の4の2第1項第6号に掲げる事項に係るものに限る。)	一般(産業)廃棄物処理施設設置許可証書換え交付申請書(様式第6号)
法第9条の2の4第1項の認定を受けた者(以下「一般廃棄物処理施設認定熱回収施設設置者」という。)	法第9条第3項の規定による届出(法第8条第2項第1号に掲げる事項に係るものに限る。)又は政令第5条の5の規定による届出(省令第5条の5の10第1項第6号に掲げる事項に係るものに限る。)	一般(産業)廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定証書換え交付申請書(様式第6号の2)
個別指定業者	第2条第6項の規定による届出又は同条第7項の規定による一部廃止の届出	再生利用業指定証書換え交付申請書(様式第7号)
法第15条第1項又は第15条の2の6第1項の許可を受けた者(以下「産業廃棄物処理施設設置者」という。)	法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第3項の規定による届出(省令第12条の10の2第1項第5号に掲げる事項に係るものに限る。)	一般(産業)廃棄物処理施設設置許可証書換え交付申請書
法第15条の3の3第1項の認定を受けた者(以下「産業廃棄物処理施設認定熱回収施設設置者」という。)	法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第3項の規定による届出(法第15条第2項第1号に掲げる事項に係るものに限る。)又は政令第7条の4において準用する政令第5条の5の規定による届出(省令第12条の11の11において準用する省令第5条の5の10第1項第6号に掲げる事項に係るものに限る。)	一般(産業)廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定証書換え交付申請書

2 法第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項若しくは第6項又は第14条の5第1項の許可を受けた者(以下「産業廃棄物処理業者等」という。)は、省令第10条の10の2又は第10条の23の2の規定による許可証の書換えを受けようとするときは、産業廃棄物処理業者等許可証書換え交付申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(許可証等の再交付)

第5条 次の表の左欄に掲げる者は、許可証、認定証又は指定証を破損し、汚損し、又は亡失したときは、同表の右欄に掲げる申請書を市長に提出することにより、その再交付を受けることができる。

一般廃棄物処理施設設置者	一般(産業)廃棄物処理施設設置許可証再交付申請書(様式第9号)
一般廃棄物処理施設認定熱回収施設設置者	一般(産業)廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定証再交付申請書(様式第9号の2)
個別指定業者	再生利用業指定証再交付申請書(様式第10号)

産業廃棄物処理業者等	産業廃棄物処理業等許可証再交付申請書(様式第11号)
産業廃棄物処理施設設置者	一般(産業)廃棄物処理施設設置許可証再交付申請書
産業廃棄物処理施設認定熱回収施設設置者	一般(産業)廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定証再交付申請書

(産業廃棄物処理業者等の事業の休止等の届出)

第6条 産業廃棄物処理業者等は、事業を休止し、又は休止した事業を再開したときは、産業廃棄物処理業者等事業休止(再開)届(様式第12号)を、速やかに、市長に届け出なければならない。

(欠格要件に係る届出)

第6条の2 省令第10条の10の3、第10条の10の3の2第1項、第10条の24、第10条の24の2第1項、第12条の11の3及び第12条の11の3の2第1項の届出書は、産業廃棄物処理業者等・処理施設設置者欠格要件該当届出書(様式第12号の2)とする。

(報告)

第6条の2の2 特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者を置き(事業者が自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる場合を含む。)、変更し、又は廃止したときは、当該設置、当該変更又は当該廃止の日から30日以内に、特別管理産業廃棄物管理責任者設置(変更、廃止)報告書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

2 法第12条第8項に掲げる事業場を設置している事業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該事業場における産業廃棄物の処理に関し、産業廃棄物処理実績報告書(様式第14号)を市長に提出しなければならない。

3 特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該事業場における特別管理産業廃棄物の処理に関し、当該特別管理産業廃棄物の種類ごとに特別管理産業廃棄物処理実績報告書(様式第15号)を市長に提出しなければならない。

4 産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分に関し、産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の処分実績報告書(様式第16号)を市長に提出しなければならない。

(事故状況等の届出)

第6条の3 法第21条の2第1項の規定による届出は、事故状況等届出書(様式第16号の2)により行うものとする。

(専門委員)

第7条 法第8条の2第3項(法第9条第2項において準用する場合を含む。)及び法第15条の2第3項(法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)に基づき、廃棄物の処理並びに大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭に関する事項について調査させるため、専門委員を置くことがある。

(最終処分場に係る届出台帳の閲覧請求)

第8条 法第19条の11第3項の請求は、最終処分場埋立処分終了届出台帳閲覧請求書(様式第17号)を市長に提出することにより行わなければならない。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際北海道知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの規則の施行の日前に北海道知事に対してなされた申請その他の行為は、この規則の規定に基づき市長がした処分その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則(平成12年9月28日規則第114号)

この規則は、平成12年10月1日から施行する。

附 則(平成12年12月18日規則第119号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成13年3月30日規則第38号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年12月1日規則第77号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年4月1日規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年10月6日規則第68号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月31日規則第10号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第27号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(令和元年12月12日規則第42号)

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

別表(第3条関係)

汚泥のうち有機性汚泥(有害物質を含むもの及び下水道汚泥を除く。)	たい肥としての利用又は肥料の製造
廃油(特別管理産業廃棄物を除く。)	燃料としての利用又は再生油としての製造
廃プラスチック類のうち廃タイヤ	燃料としての利用又は再生タイヤの製造
木くず(建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。))並びに木材又は木製品の製造業(家具の製造業を含む。)、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもので、PCBが染み込んだものを除いたものに限る。)	燃料若しくは家畜の敷料としての利用又は燃料、建材、肥料若しくは製紙用チップの製造
食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形上の不要物(有害物質を含むものを除く。)	飼料若しくはたい肥としての利用又は飼料若しくは肥料の製造
動物のふん尿(畜産農業に係るものに限る。)	たい肥としての利用

備考 「有害物質を含むもの」とは、乾物1キログラムにつき砒(ひ)素含有量50ミリグラムを超えるもの、カドミウム含有量5ミリグラムを超えるもの若しくは水銀含有量2ミリグラムを超えるもの又は金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和48年総理府令第5号)の別表第1の第1欄に掲げる物質をそれぞれ同表の第2欄に掲げる基準値を超えて含むものをいう。

旭川市廃棄物最終処分場規則

昭和59年4月1日 規則第11号

改正 平成元年6月26日規則第37号 平成5年3月30日規則第10号 平成10年3月30日規則第6号
 平成14年3月27日規則第15号 平成15年6月30日規則第56号 平成19年3月23日規則第13号
 平成20年5月1日規則第44号 平成30年3月22日規則第7号 令和3年3月24日規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、本市が設置する廃棄物最終処分場(以下「処分場」という。)の管理及び組織に関し、必要な事項を定めるものとする。

(位置)

第2条 処分場の位置及び名称は、次のとおりとする。

位置	名称
旭川市江丹別町芳野	旭川市廃棄物処分場

2 市長が必要と認めた場合は、前項の処分場以外に別に処分場を開設することができる。

(開設日及び開設時間)

第3条 処分場の開設日は、日曜日及び1月1日から3日までを除く毎日とする。

2 処分場の開設時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあつては、午前9時から午後3時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めた場合は、臨時に開設日及び開設時間を変更することができる。

(搬入できる廃棄物の範囲)

第4条 処分場に搬入できる廃棄物は、旭川市域内で排出した物であつて次の各号に定める物でなければならない。

- (1) 燃やせるごみ及び再生資源となる物を取り除いた物
- (2) 可能な限り破碎等の前処理をした物で埋立作業に支障のない形状をしたもの
- (3) 排出者による自家処理が困難な物

(搬入できない廃棄物)

第5条 別表に掲げる廃棄物は、処分場に搬入できない。

(廃棄物の検査)

第6条 市長は、処分場において、処分場に搬入される廃棄物の内容を検査するものとする。

(搬入の申請)

第7条 処分場に廃棄物を搬入する者(以下「搬入者」という。)は、廃棄物の搬入量が1週間当たり20トン以上であるときは、あらかじめ市長に廃棄物搬入許可申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を審査し、搬入に支障がないと認めたときは、廃棄物搬入許可書(様式第2号)を交付するものとする。
(運搬上の注意)

第8条 搬入者は、廃棄物の運搬途上において、廃棄物が飛散流出し、又は悪臭を放つことがないように必ず廃棄物に覆い、こん包等の処置をしなければならない。

(搬入者の遵守事項)

第9条 搬入者は、処分場内において、次の各号に定める事項を守らなければならない。

- (1) 車両は、時速30キロメートル以下の速度で通行すること。
- (2) 投棄場への進入及び投棄の方法については、係員の指示に従うこと。
- (3) 投棄場においては、車両の内外を問わず火気の使用及び喫煙をしないこと。

(損害賠償)

第10条 搬入者が、市の管理する構造物、車両、器具等を破損し、又は滅失したときは、速やかに届け出るとともに、市長が定めるところにより、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(搬入の拒否)

第11条 市長は、搬入者が第4条に規定する廃棄物以外のもの又は別表に規定する廃棄物を搬入しようとしたとき並びに第7条から第9条までの規定に違反したときは、搬入を拒否するものとする。

(入場の許可)

第12条 処分場内に廃棄物の搬入以外の目的で入場しようとする者は、あらかじめその目的を明らかにして、市長の許可を受けなければならない。

(職員)

第13条 処分場に所長を置く。

2 処分場に主査、主任その他必要な職員を置くことがある。

(職務)

第14条 所長は、上司の命を受けて処分場の事務を掌理し、その事務に従事する職員を指揮監督する。

2 主査は、上司の命を受けて主査の事務を処理し、その事務に従事する職員を指導監督する。

3 主任は、上司の命を受けて担当の事務を処理する。

4 その他の職員は、上司の命を受けて事務に従事する。

(分掌事務)

第15条 処分場は、次の事務を分掌する。

(1) 処分場(旧中園廃棄物最終処分場を含む。第6号及び第7号において同じ。)の維持管理に関すること。

(2) 廃棄物の組成の分析及び埋立処分計画に関すること。

(3) 廃棄物搬入量の調査に関すること。

(4) 搬入者及び排出者の指導に関すること。

(5) ごみ埋立処分手数料に関すること(減免に関するものを除く。)

(6) 処分場の調査、計画、設計及び施工に関すること。

(7) 処分場の設計図書の審査、監督及び検定に関すること。

(8) その他処分場に関すること。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(平成元年6月26日規則第37号)

この規則は、平成元年7月1日から施行する。

附 則(平成5年3月30日規則第10号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月30日規則第6号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月27日規則第15号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年6月30日規則第56号)

この規則は、平成15年7月1日から施行する。

附 則(平成19年3月23日規則第13号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第4条第1号、様式第1号及び様式第2号の改正規定は、同年8月1日から施行する。

附 則(平成20年5月1日規則第44号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月22日規則第7号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月24日規則第7号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。(後略)

別表 搬入できない廃棄物

区分	例示
(1) 産業廃棄物	燃えがら、汚泥、木くず、建設廃材、廃プラスチック、ゴムくず、鋳さい、ばいじん、廃油、廃酸等
(2) 有毒物・有害物	次に掲げるものに含まれるPCBを使用する部品 廃エアコンディショナー 廃テレビジョン受信機 廃電子レンジ 農薬、劇薬その他毒性物質が混入している物 法令で埋立処分が禁止されている物
(3) 火気のある物・引火性の物	燃えがら、残焼物で火気のある物 高温の物 火薬、塗料、ガスボンベ、溶剤等
(4) 著しい悪臭又は汚水を出す物	し尿、腐敗した動植物性残さ等
(5) 処理困難物	消火器、バッテリー、タイヤ、自動車、バイク、農耕作業用大型機械、ピアノ、浄化槽等
(6) 感染性廃棄物	医療機関等から排出される血液の付着したガーゼ、注射針等の感染性病原体を含む、又はそのおそれのある廃棄物

旭川市近文清掃工場規則

平成8年3月28日 規則第6号

改正 平成9年4月1日規則第21号	平成9年11月21日規則第67号	平成11年3月26日規則第15号
平成13年3月30日規則第40号	平成13年11月12日規則第73号	平成14年1月17日規則第1号
平成14年12月2日規則第66号	平成16年3月31日規則第24号	平成18年3月28日規則第20号
平成19年3月23日規則第14号	平成20年4月14日規則第42号	平成21年3月31日規則第12号
平成23年3月31日規則第11号	平成23年12月29日規則第43号	

(設置)

第1条 本市は、一般廃棄物(し尿を除く。以下同じ。)の焼却処理に関する業務を行うため、旭川市近文清掃工場(以下「清掃工場」という。)を置く。

(位置)

第2条 清掃工場の位置は、旭川市近文町13丁目とする。

(搬入できる廃棄物)

第3条 清掃工場に搬入できる廃棄物は、本市域内で排出された次の各号に定める物とする。

- (1) 家庭廃棄物(一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。ただし、し尿は除く。)のうち旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年旭川市条例第12号)第6条に規定する一般廃棄物処理計画に従って分別された燃やせるごみ(以下「家庭系焼却対象廃棄物」という。)
- (2) 事業系一般廃棄物(事業活動に伴って生じた一般廃棄物をいう。ただし、し尿は除く。以下同じ。)のうち次号に掲げる物を除き、家庭系焼却対象廃棄物と同様に分別された燃やせるごみ(以下「事業系焼却対象廃棄物」という。)
- (3) 事業系一般廃棄物のうち化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)第1条第2項に規定する化製場から排出された廃肉骨粉(以下「廃肉骨粉」という。)

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる廃棄物は、清掃工場に搬入することができる。

- (1) 上川郡鷹栖町が処理する廃棄物のうち、家庭系焼却対象廃棄物と同様に分別された燃やせるごみ(以下「鷹栖町焼却対象廃棄物」という。)
- (2) 留萌市の区域内で発生する一般廃棄物のうち、留萌港で受け入れた輸入米で食品衛生上の問題等により焼却処理することとされたもの(以下「留萌市焼却対象廃棄物」という。)

(開設日等)

第4条 清掃工場の開設日は、1月1日から3日までを除く毎日とする。

2 廃棄物の受入日及び受入時間は、次のとおりとする。

廃棄物の区分		受入日	受入時間
家庭系焼却対象廃棄物		旭川市の休日を定める条例(平成5年旭川市条例第3号)第1条第1項各号に定める日を除く毎日(以下「平日」という。)のうち月曜日、火曜日、木曜日及び金曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(その日が日曜日又は土曜日に当たるときを除く。)	午前8時45分から 午後5時15分まで
		平日のうち水曜日	午後2時から 午後5時15分まで
事業系焼却対象廃棄物	第7条第1項に規定する車両により搬入されるもの	開設日(平日のうち水曜日を除く。)	午前8時45分から 午後5時15分まで
		平日のうち水曜日	午前8時45分から 午前10時まで及び 午後2時から 午後5時15分まで
	第7条第1項に規定する車両以外の車両により搬入されるもの	平日のうち水曜日	午前9時から 午後2時まで
廃肉骨粉 留萌市焼却対象廃棄物		平日	午前8時45分から 午後5時15分まで
鷹栖町焼却対象廃棄物		平日のうち月曜日、火曜日、木曜日及び金曜日並びに12月30日(その日が日曜日又は土曜日に当たるときを除く。)	午前8時45分から 午後5時15分まで
		平日のうち水曜日	午後2時から 午後5時15分まで

3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、臨時に開設日、受入日及び受入時間を変更することができる。

(廃棄物の検査)

第5条 市長は、清掃工場に搬入される廃棄物の内容を必要に応じ検査することができる。

(搬入の通知)

第6条 事業系焼却対象廃棄物、廃肉骨粉又は留萌市焼却対象廃棄物を清掃工場に搬入しようとする者は、あらかじめ、市長に搬入量等を通知しなければならない。

(搬入できる車両)

第7条 清掃工場に廃棄物を搬入することのできる車両は、当該廃棄物を清掃工場のごみ投入口から直接投入することのできる装置を備えたもの(事業系焼却対象廃棄物にあっては、旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(平成5年旭川市規則第9号)第11条第3項に規定するごみ埋立・焼却処分手数料後納許可証に記載された搬入車両に限る。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、事業系焼却対象廃棄物(生ごみを除く。)又は市長が特に認めた廃棄物は、同項に規定する車両以外の車両により清掃工場に搬入することができる。

(運搬上の注意)

第8条 清掃工場に廃棄物を搬入しようとする者(以下「搬入者」という。)は、廃棄物の運搬途上において、廃棄物が飛散しないよう必ず廃棄物に覆い等の処置をしなければならない。

(搬入者の遵守事項)

第9条 搬入者は、清掃工場内において、次の各号に定める事項を守らなければならない。

- (1) 車両は、直ちに停止できる速度で通行すること。
- (2) 廃棄物の搬入方法については、係員の指示に従うこと。
- (3) 車両の内外を問わず火気の使用及び喫煙をしないこと。

(搬入量の制限)

第9条の2 市長は、清掃工場の運転管理上必要があると認めたとときは、廃棄物の搬入量を制限することがある。

(搬入の拒否)

第10条 市長は、搬入者が第3条の規定により搬入することができる廃棄物以外の物若しくは焼却処理に著しく支障が生じるおそれがある性状を有する廃棄物を搬入しようとしたとき又は第8条若しくは第9条の規定に違反したときは、搬入を拒否する。

第11条 削除

(職員)

第12条 清掃工場に工場長を置く。

2 清掃工場に主査、主任その他必要な職員を置くことがある。

(職務)

第13条 工場長は、上司の命を受けて清掃工場の事務を掌理し、その事務に従事する職員を指揮監督する。

2 主査は、上司の命を受けて主査の事務を処理し、その事務に従事する職員を指導監督する。

3 主任は、上司の命を受けて担当の事務を処理する。

4 その他の職員は、上司の命を受けて事務に従事する。

(所掌事務)

第14条 清掃工場は、次の事務を分掌する。

- (1) 清掃工場の維持管理に関すること。
- (2) 廃棄物の焼却処理計画に関すること。
- (3) 廃棄物のごみ質等の調査及び統計に関すること。
- (4) 廃棄物の搬入受入れ及び検査指導に関すること。
- (5) 余熱の利用計画及び供給に関すること。
- (6) ごみ焼却処分手数料及び電力販売収入に関すること。
- (7) その他清掃工場に関すること。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年4月1日規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年11月21日規則第67号抄)

1 この規則は、平成9年12月1日から施行する。

附 則(平成11年3月26日規則第15号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月30日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年11月12日規則第73号)

この規則は、平成13年11月19日から施行する。

附 則(平成14年1月17日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年12月2日規則第66号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年3月31日規則第24号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月28日規則第20号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月23日規則第14号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日から平成19年7月31日までの間は、この規則による改正後の旭川市近文清掃工場規則第4条第2項の表中「金曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(その日が日曜日又は土曜日に当たるときを除く。)」とあるのは、「金曜日」とする。

附 則(平成20年4月14日規則第42号)

この規則は、平成20年5月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日規則第12号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日規則第11号)

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部改正)

2 旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(平成5年旭川市規則第9号)の一部を次のように改正する。

様式第12号中「非公開文書」を「事業所の自己搬入ごみ」に改める。

附 則(平成23年12月29日規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。

旭川市ごみのポイ捨て禁止条例

平成9年3月31日 条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止について市、事業者及び市民等の責務を明らかにすることにより、清潔で美しいまちをつくり、もって快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 飲食料を収納していた缶、瓶その他の容器をいう。
- (2) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他の投棄されることによってごみの散乱の原因となる物で空き缶等以外のものをいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (4) 事業者 容器に収納された飲食料、たばこその他の物で空き缶等又は吸い殻等となり得るものの製造、加工、販売等を行う者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、空き缶等及び吸い殻等の散乱に関する事業者及び市民等の意識の啓発その他必要な施策の推進に努めるものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、次に掲げる事項の励行に努めるとともに、屋外で自ら生じさせた空き缶等及び吸い殻等を持ち帰り、又は回収容器(空き缶等及び吸い殻等を回収するための容器をいう。以下同じ。)に適切に収納しなければならない。

- (1) 屋外で喫煙をするときは、吸い殻入れを携帯すること。
- (2) 自動車を運転するときは、当該自動車の車内に回収容器を設けること。
- 2 市内に居住する者は、自ら空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する意識の高揚を図るために、身近な地域、職場等における清掃活動等に積極的に取り組むよう努めなければならない。
- 3 市民等は、この条例の目的を達成するため市が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、空き缶等及び吸い殻等の散乱を防止するため、その取り扱う物から生ずる空き缶等及び吸い殻等の回収、処分及び再資源化に必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する消費者の意識の啓発に努めなければならない。
- 3 事業者は、この条例の目的を達成するため市が実施する施策に協力しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 市内の土地を所有し、占有し、又は管理する者(以下「土地所有者等」という。)は、その所有し、占有し、又は管理する土地に空き缶等及び吸い殻等が捨てられないための必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 土地所有者等は、この条例の目的を達成するため市が実施する施策に協力しなければならない。

(回収容器の設置及び管理)

第7条 規則で定める自動販売機により飲料を販売する者(以下「販売者」という。)は、空き缶等の散乱を防止するため、規則に定めるところによりその販売する場所に回収容器を設置しなければならない。

- 2 販売者は、前項の回収容器の適正な管理に努めるとともに、回収された空き缶等を自らの責任において適正に処理しなければならない。

(助言)

第8条 市長は、市民等、土地所有者等及び販売者に対し、第4条第1項に規定する空き缶等及び吸い殻等の持ち帰り若しくは回収容器への適切な収納、第6条第1項に規定する空き缶等及び吸い殻等が捨てられないための必要な措置又は前条第1項に規定する回収容器の設置若しくは同条第2項に規定する回収された空き缶等の適正な処理に関する助言を行うものとする。

(勧告)

第9条 市長は、販売者に対し、第7条第1項に規定する回収容器の設置又は同条第2項に規定する回収された空き缶等の適正な処理に関して、適切な措置が講じられていないと認めるときは、その者に対し、その者が講ずべき措置を示して勧告することができる。

(立入調査)

第10条 市長は、空き缶等及び吸い殻等の散乱の状況及びその原因又は第7条第1項の規定による回収容器の設置の状況を調査するために必要があると認めるときは、市長の指名する職員に空き缶等及び吸い殻等の散乱している土地又は同項に規定する自動販売機が設置されている土地に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第7条及び第9条の規定は、平成9年10月1日から施行する。

旭川市ごみのポイ捨て禁止条例施行規則

平成9年4月1日 規則第20号

改正 平成19年3月30日規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、旭川市ごみのポイ捨て禁止条例(平成9年旭川市条例第13号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(自動販売機)

第2条 条例第7条第1項に規定する規則で定める自動販売機は、常時一般の利用に供するために屋外又は屋内に設置された自動販売機(屋内設置にあっては当該建物内に立ち入らなければ利用ができないものは除く。)とする。

(回収容器)

第3条 条例第7条第1項に規定する回収容器は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 回収容器は、周囲の美観に配慮したもので、安定性があり、かつ、容易に破損しないものであること。
- (2) 回収容器の見やすい部分に飲料容器を回収するための容器である旨の表示をしてあること。
- (3) 回収容器の設置場所は、利用しやすい場所で、かつ、通行人の往来の支障とならない場所であること。

(勧告)

第4条 条例第9条に規定する勧告は、勧告書(様式第1号)により行うものとする。

(身分証明書)

第5条 条例第10条第2項に規定する証明書は、身分証明書(様式第2号)とする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条から第4条までの規定は、平成9年10月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第17号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。(後略)
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の旭川市規則の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の旭川市規則の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

旭川市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例

平成11年12月15日 条例第56号

改正 平成12年3月31日条例第60号

平成17年4月12日条例第30号

平成24年3月23日条例第8号

令和3年3月24日条例第36号

(目的)

第1条 この条例は、浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)の規定に基づき、浄化槽の保守点検を業とする者について登録制度を設けること等により、浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(登録)

第2条 浄化槽の保守点検を行う事業(以下「浄化槽保守点検業」という。)を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録の有効期間は、登録の日から起算して3年とする。
- 3 前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。
- 4 更新の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第3条 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- (2) 第9条第1項に規定する営業所の名称及び所在地
- (3) 法人にあっては、その役員(取締役又はこれに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名
- (4) 第9条第1項に規定する浄化槽管理士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号

2 前項の申請書には、規則で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施等)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第1項各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を浄化槽保守点検業者登録簿(以下「登録簿」という。)に登録しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、直ちにその旨を当該申請者に通知しなければならない。
- 3 何人も、市長に対し、登録簿の閲覧を請求することができる。ただし、市長は、登録簿を閲覧する者が規則で定める遵守事項に違反したときは、閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

(登録の拒否)

第5条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくはその添付書類に虚偽の記載があるときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (2) 第13条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- (3) 浄化槽保守点検業を営む者(以下「浄化槽保守点検業者」という。)で法人であるものが第13条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- (4) 第13条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (5) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

- (6) 法人でその役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
 (7) 第9条第1項又は第3項に規定する要件のいずれかを欠く者
- 2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、その理由を示して、直ちにその旨を当該申請者に通知しなければならない。
 (変更の届出)
- 第6条 浄化槽保守点検業者は、第3条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、変更の日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
- 2 第3条第2項、第4条第1項及び第2項並びに前条の規定は、前項の規定による届出について準用する。
 (廃業等の届出)
- 第7条 浄化槽保守点検業者が浄化槽保守点検業を廃止したときその他の規則で定める理由に該当することとなったときは、規則で定める者は、30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
 (登録の抹消)
- 第8条 市長は、前条の規定による届出があったとき(同条の規定による届出がなくて同条に該当する事実が判明したときを含む。)、又は登録がその効力を失ったときは、当該浄化槽保守点検業者の登録を抹消しなければならない。
- 2 第5条第2項の規定は、前項の規定による登録の抹消について準用する。
 (営業所の設置等)
- 第9条 浄化槽保守点検業者は、市内に営業所を設置し、その営業所ごとに専任の浄化槽管理士を置かなければならない。
- 2 浄化槽保守点検業者は、第2条第2項に規定する登録の有効期間ごとに1回以上、前項の浄化槽管理士に対し、市長が指定する浄化槽の保守点検の業務に関する研修を受けさせなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。
- 3 浄化槽保守点検業者は、第1項の営業所ごとに規則で定める器具を備えなければならない。
- 4 浄化槽保守点検業者は、第1項又は第3項の規定に抵触するが生じたときは、2週間以内に当該各項の規定に適合させるために必要な措置を執らなければならない。
 (業務の実施等)
- 第10条 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを浄化槽管理士に行わせ、若しくは実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者が自ら行い、若しくは実地に監督しなければならない。
- 2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行った結果、当該浄化槽の清掃が必要であると認められたときは、速やかに、当該浄化槽の管理者(浄化槽の管理者がその清掃を委託している場合にあっては、当該管理者及びその委託を受けている浄化槽清掃業者)に通知しなければならない。
- 3 浄化槽管理士は、その職務を行うときは、規則で定める浄化槽管理士証を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
 (標識の掲示)
- 第11条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。
 (帳簿の備付け等)
- 第12条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。
 (登録の取消し等)
- 第13条 市長は、浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- (1) 不正の手段により第2条第1項又は第3項の登録を受けたとき。
 (2) 第5条第1項第1号、第3号又は第5号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。
 (3) 第6条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 (4) 前各号に掲げるもののほか、法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反したとき。
- 2 前項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行われなければならない。
 (報告の徴収、立入検査等)
- 第14条 市長は、特に必要があると認めるときは、浄化槽保守点検業者に対し、浄化槽の保守点検業務に関し報告させることができる。
- 2 市長は、特に必要があると認めるときは、その職員に浄化槽保守点検業者の営業所に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
 (浄化槽清掃業の許可)
- 第15条 法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、2年ごとにこれを受けなければならない。
 (手数料)
- 第16条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める手数料を申請の際、納入しなければならない。
- (1) 浄化槽保守点検業の登録を受けようとする者 1営業所につき 30,000円
 (2) 浄化槽保守点検業の更新の登録を受けようとする者 1営業所につき 30,000円
 (3) 浄化槽清掃業の許可を受けようとする者 1件につき 10,000円
- 2 既納の手数料は、還付しない。
 (委任)
- 第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。
 (罰則)
- 第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
- (1) 第2条第1項又は第3項の登録を受けずに浄化槽保守点検業を営んだ者
 (2) 不正の手段により第2条第1項又は第3項の登録を受けた者
 (3) 第13条第1項の規定による命令に違反した者
- 第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。
- (1) 第9条第4項の規定に違反して措置を執らなかつた者
 (2) 第10条第1項の規定に違反して浄化槽の保守点検を行った者
 (3) 第12条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

- (4) 第14条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 (5) 第14条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第20条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年北海道条例第23号。以下「道条例」という。)の規定に基づき北海道知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に道条例の規定に基づき北海道知事に対してなされた申請その他の行為で、本市の区域を営業区域とする浄化槽保守点検業者又は浄化槽保守点検業を営もうとする者に係るものは、この条例の相当規定に基づき市長がした処分その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。
- 3 前項の規定の適用を受ける浄化槽保守点検業者(平成14年3月31日までの間に浄化槽保守点検業の登録の有効期間が満了するもので、当該満了の際市内に営業所を有しないものに限る。)が更新の登録を受けようとするときは、同日までの間は、市内に営業所を有しているものとみなす。
(旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)
- 4 旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年旭川市条例第12号)の一部を次のように改正する。
第16条第1項中「者又は浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者」を「者」に改め、同条第2項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。
附 則(平成12年3月31日条例第60号)
この条例は、平成12年4月1日から施行する。
附 則(平成17年4月12日条例第30号)
この条例は、公布の日から施行する。
附 則(平成24年3月23日条例第8号)
この条例は、平成24年4月1日から施行する。
附 則(令和3年3月24日条例第36号)
(施行期日)
- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の旭川市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例第2条第1項又は第3項の規定により登録を受けている者は、当該登録の有効期間が満了する日までの間、この条例による改正後の旭川市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例第9条第2項の規定は、適用しない。

旭川市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則

平成12年3月31日 規則第77号

改正 平成12年12月18日規則第119号	平成16年12月27日規則第67号	平成17年3月7日規則第6号
平成17年4月12日規則第31号	平成19年3月30日規則第17号	平成24年6月1日規則第42号
令和3年3月31日規則第21号		

(趣旨)

- 第1条 この規則は、旭川市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例(平成11年旭川市条例第56号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
- (更新の登録の申請)
- 第2条 条例第2条第3項の登録を受けようとする者は、登録の有効期間満了の日前30日までに申請書を市長に提出しなければならない。
(登録の申請)
- 第3条 条例第3条第1項の申請書は、浄化槽保守点検業者登録申請書(様式第1号)とする。
- 2 条例第3条第2項の規則で定める書類は、次のとおりとする。ただし、条例第9条第2項ただし書きの規定に該当する場合は、第6号に定める書類の添付を省略することができる。
- (1) 申請者(法人にあってはその役員(取締役又はこれに準ずる者をいう。以下同じ。))を、浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者(以下「未成年者」という。)にあってはその法定代理人(法人にあっては、当該法人及びその役員)を含む。次号において同じ。)が条例第5条第1項各号に該当しない者であることを誓約する書面
 - (2) 申請者の住民票の写し(法人にあっては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書)
 - (3) 営業所に置く浄化槽管理士の浄化槽管理士免状の写し及び住民票の写し
 - (4) 営業所に備える器具の明細を記載した書面
 - (5) 営業所の付近見取図
 - (6) 条例第2条第3項の登録を受けようとする場合にあっては、更新しようとする登録の有効期間内に条例第9条第2項の浄化槽の保守点検の業務に関する研修を修了したことを証する書面の写し
- 3 前項第1号の書面は、誓約書(様式第2号)と、同項第5号の書面は、器具明細書(様式第3号)とする。
(登録簿)
- 第4条 条例第4条第1項の浄化槽保守点検業者登録簿(以下「登録簿」という。)は、様式第4号によるものとする。
- 2 条例第4条第2項の規定による通知は、浄化槽保守点検業者登録済通知書(様式第5号)により行うものとする。
(登録簿の閲覧)
- 第5条 条例第4条第3項の規定による登録簿の閲覧場所は、環境部とする。
- 2 登録簿の閲覧時間は、旭川市の休日を定める条例(平成5年旭川市条例第3号)第1条第1項各号に定める日以外の日の午前9時30分から午後4時までとする。
- 3 条例第4条第3項ただし書の規則で定める遵守事項は、次のとおりとする。
- (1) 登録簿を閲覧場所以外に持ち出さないこと。
 - (2) 登録簿は、丁寧に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしないこと。
 - (3) 他人に迷惑を及ぼし、又は迷惑を及ぼすおそれのある行為をしないこと。

(4) その他係員の指示に従うこと。
(変更の届出)

第6条 条例第6条第1項の規定による届出は、浄化槽保守点検業者登録事項変更届(様式第6号)を市長に提出することにより行わなければならない。

2 前項の規定により変更の届出をする場合において、当該届出に係る変更が次の各号に掲げるものであるときは、当該各号に掲げる書類のうち、当該届出に係る変更に関するものを前項の変更届に添付しなければならない。

- (1) 条例第3条第1項第1号に規定する事項の変更 第3条第2項第1号及び第2号の書類
- (2) 条例第3条第1項第2号に規定する事項の変更 第3条第2項第2号、第4号及び第5号の書類
- (3) 条例第3条第1項第3号に規定する事項の変更 新たに役員となる者に係る第3条第2項第1号及び第2号の書類
- (4) 条例第3条第1項第4号に規定する事項の変更 第4条第1項第3号の書類
(廃業等の届出)

第7条 条例第7条の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者が行うものとする。

- (1) 死亡したとき。その相続人
- (2) 法人が合併により消滅したとき。その役員であった者
- (3) 法人が破産手続開始の決定により解散したとき。その破産管財人
- (4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき。その清算人
- (5) 浄化槽保守点検業者を廃止したとき。浄化槽保守点検業者(法人にあつては、その役員)であった者

2 前項の届出は、浄化槽保守点検業者廃業等届(様式第7号)を市長に提出することにより行わなければならない。
(研修)

第7条の2 条例第9条第2項に規定する浄化槽の保守点検の業務に関する研修は、次に掲げる事項を含む研修とする。

- (1) 浄化槽に係る行政の動向に関する事項
- (2) 浄化槽の構造及び機能に関する事項
- (3) 浄化槽の保守点検及び清掃に関する事項
- (4) 地域における浄化槽の情報に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の研修は、浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)第57条第1項の規定により北海道知事が指定する者その他市長が適当と認める者が実施するものとする。

(器具)

第8条 条例第9条第3項の規則で定める器具は、次のとおりとする。

- (1) 温度計
- (2) 透視度計
- (3) 溶存酸素測定器具
- (4) 水素イオン濃度指数測定器具
- (5) 塩素イオン濃度測定器具
- (6) 残留塩素測定器具
- (7) 汚泥沈殿試験器具
- (8) スカム厚測定器具
- (9) 汚泥厚測定器具
- (10) 水準器
- (11) 前各号に掲げるもののほか、浄化槽保守点検業務を行うために必要な器具
(浄化槽管理士証)

第9条 条例第10条第3項の規則で定める浄化槽管理士証は、様式第8号によるものとする。
(標識の掲示)

第10条 条例第11条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 登録有効期間
- (3) 当該営業所に置く浄化槽管理士の氏名

2 条例第11条の標識は、浄化槽保守点検業者登録票(様式第9号)とする。
(帳簿の記載事項等)

第11条 条例第12条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 浄化槽の管理について権原を有する者の氏名及び住所(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- (2) 浄化槽の設置場所
- (3) 浄化槽の処理方式及び処理能力
- (4) 浄化槽製造業者又は浄化槽を設計した者の氏名又は名称及び住所
- (5) 浄化槽の型式の認定番号
- (6) 浄化槽工事業者の氏名及び住所(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- (7) 保守点検業務の委託契約年月日
- (8) 担当浄化槽管理士の氏名
- (9) 保守点検実施年月日
- (10) 浄化槽清掃業者との連絡事項

2 浄化槽保守点検業者は、毎月末日までに前月中における前項各号に規定する事項を条例第12条の帳簿(以下「帳簿」という。)に記載しなければならない。

3 帳簿は、浄化槽の保守点検業務を受託した浄化槽ごとに作成しなければならない。

4 浄化槽保守点検業者は、帳簿を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後3年間当該帳簿を営業者ごとに保存しなければならない。

(立入検査員証)

第12条 条例第14条第3項の証明書は、立入検査員証(様式第10号)とする。
(浄化槽清掃業の許可)

第13条 環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号。以下「施行規則」という。)第10条第1項の申請書は、浄化槽清掃業許可申請書(様式第11号)とする。

- 2 施行規則第10条第2項第5号の市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。
 - (1) 浄化槽清掃器具の明細を記載した書面
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 3 市長は、第1項の申請書の提出があった場合において、法第35条第1項の許可をしたときは、直ちに浄化槽清掃業許可証(様式第12号)を当該申請書を提出した者に交付するものとする。
(浄化槽清掃業許可証の再交付)
- 第14条 前条第3項の許可証の交付を受けた者は、同項の規定により交付を受けた許可証を亡失し、又は破損したときは、浄化槽清掃業許可証再交付申請書(様式第13号)により、市長に対しその再交付を申請することができる。
(浄化槽清掃業の申請書の記載事項の変更の届出)
- 第15条 法第37条の規定による届出は、浄化槽清掃業許可申請事項変更届(様式第14号)を市長に提出することにより行わなければならない。
(浄化槽清掃業の廃業等の届出)
- 第16条 法第38条の規定による届出は、浄化槽清掃業廃業等届(様式第15号)を市長に提出することにより行わなければならない。
(委任)
- 第17条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。
 - 附 則
この規則は、平成12年4月1日から施行する。
附 則(平成12年12月18日規則第119号)
この規則は、平成13年1月6日から施行する。
附 則(平成16年12月27日規則第67号)
この規則は、平成17年1月1日から施行する。
附 則(平成17年3月7日規則第6号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成17年4月12日規則第31号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成19年3月30日規則第17号抄)
(施行期日)
 - 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。(後略)
(経過措置)
 - 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の旭川市規則の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の旭川市規則の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。
附 則(平成24年6月1日規則第42号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(令和3年3月31日規則第21号)
(施行期日)
 - 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
 - 2 この規則の施行の際現に旭川市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部を改正する条例(令和3年旭川市条例第36号)による改正前の旭川市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例(平成11年旭川市条例第56号)第2条第1項又は第3項の登録を受けている者は、当該登録の有効期間が満了する日までの間は、この規則による改正後の旭川市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則第3条第2項第6号の規定は、適用しない。